

平成 26 年 8 月  
大阪府住宅まちづくり部  
タウン推進局

金入設計書（積算書）の  
情報公開請求をされる皆様へ

### 金入設計書（積算書）の情報公開請求に対する対応の改定について（お知らせ）

タウン推進局においては、入札における適正な競争性や工事品質の確保、不良不適格業者の排除等を目的とした予定価格の事後公表に伴い、予定価格等を類推して応札することを防ぎ、適正な競争環境を確保するため、金入設計書（積算書）の情報公開に一部制限を加えておりましたが、完成後 3 年を経過すれば、最低制限価格の類推につながるおそれがないと判断し、下記のとおり、公開基準を改定しますので、ご理解のほど、よろしくお願ひします。

#### 記

##### 1. 対象

平成 26 年 8 月 1 日以降に金入設計書（積算書）の情報公開請求を受付した案件  
【平成 26 年 8 月 1 日以前に契約締結、又は、完成した案件も同様の対応とします】

##### 2. 公開基準

- ① 契約締結後から、完成後 3 年までの期間のもの：金入設計書を部分公開  
※発注事務所にて公表している積算内訳書の範囲（基本、1 式形上の内訳書）までとし、単価情報（代価表含む）は非開示（平成 23 年 11 月 25 日付のお知らせと同じ対応）
- ② 完成後 3 年を経過したもの：金入設計書を全部公開  
※ただし、設備関連機器等、独自の単価補正を行っている案件は除く。